

福島市文化振興条例(素案)

私たちの文化は、この地ならではの自然や歴史、生活の中で生まれ、継承されてきました。

吾妻連峰と阿武隈山系に囲まれた県北地方の盆地に、阿武隈川が南北に流れ、そこに荒川や摺上川、松川などの清流が注いでいます。扇状地や里山には、桃源郷と称される花見山やくだもの畑に代表される花と緑の田園風景が広がり、盆地の中心部には山岳信仰の地である信夫山があります。このような豊かな自然と美しい風景は、福島市規模の人口を有する都市としては稀有なものです。

この地では、縄文の精神を今に伝えるしゃがむ土偶が出土するなど高い文化性を有する生活がはるか昔から営まれており、平安時代には本市の風物を歌枕とした歌がはるか都で多数詠まれています。江戸時代には奥州街道の宿場町や水運の中継地など人・物の流通の拠点として栄え、明治時代にかけて養蚕業が盛んになると、金融・経済の拠点として発展を遂げました。昭和以降は、果樹栽培へ転換が進む一方、県都や東北の玄関口としての都市機能を有し、さらに大学をはじめとする高等教育機関や美術館、図書館、音楽堂など多数の文化施設の集積もあり、県内の文化活動の拠点都市となっています。

このような中、現在は、先人たちのたゆまぬ努力によって発展・継承された多様な文化が、市民生活に根付いています。名誉市民である古関裕而氏に象徴される音楽、花々を愛でる活動、地域に根差した祭りや伝統行事、地域特有の郷土食や旬を彩るくだもの、それぞれ特長をもつ温泉、城跡・遺跡をはじめとする歴史資源など、これらは、本市が誇るべき特色ある文化です。一方で、近代の栄華の名残をとどめる歴史的建造物を失ってきたことは文化的損失であり、その反省を今後の文化振興に生かしていかなければなりません。

地域に根差した文化は、私たちの心と生活に安らぎや潤いをもたらすとともに、福島人としてのアイデンティティを確立し、私たちのふるさとを愛する心や創造力、多様性を尊重し認め合う心を養い、さらには魅力ある地域づくりの推進に寄与するものです。

ここに、福島市ならではの特色ある文化を守り、持続的に発展させていく決意を共有し、その取り組みを推進していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化振興に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにすることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図り、もって市民のふるさとへの愛着の醸成、文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)文化 文化芸術及び歴史文化のことをいう。ここで、文化芸術とは、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)が対象とする芸術や芸能、生活文化、国民娯楽などをいい、歴史文化とは、福島市文化財保護条例(昭和34年条例第7号)が対象とする文化財などをいう。
- (2)文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3)市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者をいう。
- (4)文化活動を行う者 市内で文化活動を行う個人・団体をいう。
- (5)事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 文化振興に関する施策の推進にあたっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1)文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性を尊重すること。
- (2)誰もが文化の鑑賞やこれに参加、これを創造できることを尊重し、市民の意識の高まりや文化活動の活発化に向けた環境の整備に努めること。
- (3)子どもや若者に対する文化に関する教育を推進すること。
- (4)本市で育まれてきた特色ある文化の保護、継承及び発展に努めること。
- (5)本市で育まれてきた特色ある文化の発信等により市内外の地域及び人々との文化を生かした交流の推進をはかること。
- (6)文化活動を地域社会や観光、まちづくり、教育などの各関連分野と連携させ、市の活力を高めること。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前条の基本理念に基づく施策を実施するときは、本市らしい特色ある文化振興につながるよう特に意を用いるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自主性にに基づき、日常生活において文化に触れ、親しむとともに、文化活動の内容について理解し、尊重するよう努めるものとする。

(文化活動を行う者の役割)

第6条 文化活動を行う者は、自主的かつ主体的に、文化活動の充実を図るとともに、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事業活動を通じて文化活動を支援するよう努めるものとする。

(文化振興施策)

第8条 市は、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興にかかる計画を定めるものとする。

- 2 市は、地域社会や観光、まちづくり、教育などに関する施策を進めるときは、文化の要素を取り入れ、それらの施策と文化振興が相乗効果を発揮するよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市は、前条の計画その他の文化の推進に関する重要事項を調査審議するため、審議会を設置するものとする。

- 2 審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

(基金の設置)

第10条 本市の文化の振興に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、福島市文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第11条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計予算の定めるところによる。

(管理)

第12条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第13条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第14条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第10条から第14条、附則第2項および附則第3項の規定は、令和5年3月31日から施行する。

(福島市文化施設整備基金条例の廃止)

2 福島市文化施設整備基金条例(昭和54年3月28日条例第7号)の廃止

(福島市古関裕而音楽賞基金条例の廃止)

3 福島市古関裕而音楽賞基金条例(平成2年9月12日条例第22号)の廃止